(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高松市南新町一番六から同市亀井町一番二まで	前	二一・九三～二一・九四メートル	〇・〇二五キロメートル	
	後	二一・九三～二三・三二メートル	〇・〇二五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	前	A　八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F　三〇・〇〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	
	後	A　八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	
		B・C・D・E・F　三〇・〇〇～七一・五〇メートル	六・四九〇キロメートル	
		G		

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一から同市丹原町鞍瀬辛四五五番二まで	前	八・二〇～三九・〇〇メートル	〇・二六三キロメートル
	後	八・二〇～九六・七〇メートル	〇・二六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四国中央市川滝町下山字柳砂古一九九五番一地内	前	二〇・〇五～二六・五五メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	二〇・〇五～四八・六〇メートル	〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

五(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八〇五七番から同町柳井川字鉢八〇五九番一まで	前	一三・六四～四二・〇三メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	三〇・〇〇～四四・〇二メートル	〇・〇七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	四国中央市三島中央一丁目字陣屋一八九七番一から同市三島中央一丁目字陣屋一九一九番四	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

○九州地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
串間市大字西方字栗下五七二四番二から同市大字西方字比良門五七二一番三まで	前	一二・〇〇～二〇・八〇メートル	〇・〇七一キロメートル
	後	一二・〇〇～三四・五〇メートル	〇・〇七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市喜入前之浜町七八八一番一から同市喜入町二六八三番三まで	前	一二・九〇～一〇六・九〇メートル	一・四六七キロメートル
	後	二三・六〇～一一六・〇六メートル	一・四六七キロメートル
鹿児島市喜入瀬々串町六三三九番から同市喜入瀬々串町五四〇五番まで	前	七・九〇～一〇・四〇メートル	〇・二七〇キロメートル
	後	一二・八〇～二五・六〇メートル	〇・二七〇キロメートル
鹿児島市喜入瀬々串町三一三九番七から同市喜入瀬々串町三一七六番まで	前	八・〇〇～一一・七〇メートル	〇・三一〇キロメートル
	後	一二・二〇～二一・九〇メートル	〇・三一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	唐津市山本字中尾六四五番四から同市山本字中尾六四五番一四まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百二十号及び四百四十八号	串間市大字西方字栗下五七二四番二から同市大字西方字比良門五七二一番三まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所